

奈良県告示第四百十四号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を奈良県指定史跡に指定する。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

名称	所有者・住所	地域
信貴山城跡	宗教法人朝護孫子寺 生駒郡平群町大字信貴山二二八〇番地	生駒郡平群町大字信貴山一三〇八番地の一 （次の指定範囲図のとおり）

「次の指定範囲図」は、省略し、その図面を奈良県地域創造部文化財課及び平群町教育委員会総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。